

## 熊本地震からの復旧・復興に関する緊急要望

本年4月に発生した平成28年熊本地震は、熊本県をはじめ、大分県、福岡県、宮崎県など広範囲にわたり甚大な被害をもたらし、地域の住民生活や経済活動に重大な影響を及ぼしている。

国は、これまで、普通交付税の繰り上げ交付、激甚災害の指定、補正予算編成をはじめ、熊本地震への迅速な対応をいただいたところである。

現在、被災町村では、本格的な復旧・復興に全力で取り組んでいるところであるが、被災町村の財政基盤は脆弱であるため、国による万全な支援が不可欠である。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

### 記

- 1 今後、町村が財政面で安心感をもって復旧・復興に取り組んでいくため、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援について、特別の立法措置も含め、東日本大震災を踏まえた特別の措置を講じること。
- 2 住居を失った住民に対し、仮設住宅等を速やかに提供できるよう、用地や住宅確保のための支援と最大限の財政措置を講じること。
- 3 地震により生活基盤を失い、未だ厳しい環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、保健・医療・福祉、教育など生活全般にわたるきめ細かい支援を機動的に実施すること。

- 4 被災した建築物等のがれきをはじめとする災害廃棄物の早期処理のため、それらに係る撤去等必要な経費に対し、特別な財政措置をすること。
- 5 大きな被害を受けた道路・橋梁・空港等の公共土木施設、農林水産業施設、学校教育施設、庁舎等の早期復旧と財政措置を含めた支援措置を講じること。
- 6 震災や風評被害等を受けた農林水産業者、商工業者、観光業者等が事業継続や経営再建できるよう、税財政支援、金融支援の拡充を行うこと。
- 7 被災団体が地域の実情に応じて、被災者の自立支援、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興等について、弾力的かつきめ細やかに対処できるよう、復興基金を創設すること。
- 8 県内外から人的支援として行われている職員派遣については、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。
- 9 被災者の生活再建・事業再建、道路・施設等のインフラ復旧や、がれき処理等を迅速に進めるため、平成28年度補正予算で創設された熊本地震復旧等予備費を早期使用すること。

平成28年7月20日

全国町村議会議長会  
都道府県会長会